

事務事業調整報告書

協議項目	15 使用料、手数料等の取扱い	総務部会
協議細目	使用料、手数料等の取扱い	
<p>1. 課題、問題点等</p> <p>地方公共団体は、行政財産及び公の施設の利用につき使用料を徴収することができ、また当該事務において特定の者のためにするものについては、手数料を徴収できるとされています。（地方自治法第225条、227条）</p> <p>これら使用料、手数料等については条例で定めなければならないため、合併までに調整しておく必要があります。（地方自治法第228条）</p> <p>調整方法としては、使用者・受益者と一般住民との負担公平の原則及び住民の一体性の確保から、現行料金の見直しを図り、行政経費を勘案しながら、適正な料金となるよう調整することが基本になります。</p> <p>施設の使用料については、その施設の内容、建設年度が異なり、又、その使用料が地域に定着していることを考慮し、原則として現行のまま新町に引き継ぐことが適当と思われます。</p> <p>ただし、同一又は類似する施設については、負担公平の原則及び住民の一体性の確保から、統一する方向で調整することが適当と思われます。</p> <p>手数料については、負担公平の原則及び住民の一体性の確保から、統一する方向で調整することが適当と思われます。</p> <p>個々の手数料、使用料にかかる調整方針については、該当する事務事業の協定項目において調整します。</p>		
<p>2. 調整方針</p> <p>(1) 施設の使用料については、その施設の内容、建設年度が異なり、又、その使用料が地域に定着していることを考慮し、原則として現行のまま新町に引き継ぐ。</p> <p>ただし、同一又は類似する施設については、負担公平の原則及び住民の一体性の確保から、統一する方向で調整する。</p> <p>(2) 手数料については、負担公平の原則及び住民の一体性の確保から、統一する方向で調整する。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	1 5 使用料、手数料等の取扱い	総務部会
協議細目	使用料、手数料等の取扱い	

3 - 1 . 事務事業現況比較表 (使用料)

区 分	浜坂町	温泉町
総務関係	財産使用料 多目的集会施設使用料	財産使用料
企画関係	コミュニティセンター使用料	生涯学習のむら使用料
保健医療関係		岸田出張診療所使用料
福祉関係	高齢者いきがい施設使用料 福祉センター使用料	保健福祉センタ - 使用料
農林水産関係	高齢者等活性化センター使用料 農産物処理加工施設使用料 肉用牛管理施設使用料	肉用牛生産施設使用料
商工観光関係	諸寄基幹集落センター使用料 海岸レクリエーションセンター使用料 サンシーホール浜坂使用料	シャクナゲセンタ - 使用料 草太園地使用料 テニスコ - ト使用料 温泉使用料 健康公園使用料 駐車場使用料 リフレッシュ館使用料
建設関係	道路占用料 住宅使用料	道路占用使用料 町営住宅使用料 残土処分場使用料
水道・下水道関係	水道使用料 下水道使用料 温泉使用料	水道使用料 下水道使用料
学校教育関係	小学校使用料 中学校使用料 幼稚園使用料	学校使用料 幼稚園使用料 学校照明施設使用料
社会教育関係	体育センター使用料 B & G 海洋センター使用料 すこやか広場使用料 総合グラウンド使用料 先人記念館使用料	町民センタ - 使用料 自転車使用料 文化体育館使用料 八田コミセン使用料

3 - 2 . 事務事業現況比較表 (手数料)

総務関係	臨時運行許可手数料 情報公開手数料	
税務関係	税務関係閲覧証明手数料 督促手数料	諸証明手数料 督促手数料
住民関係	戸籍関係交付手数料 住民票関係証明手数料 印鑑登録証明手数料 船員手帳交付取扱手数料 被害証明手数料 畜犬登録事務手数料	戸籍関係手数料 住民票関係手数料 印鑑登録証明手数料 諸証明手数料 畜犬登録事務手数料
環境関係	清掃手数料 漂流物等証明手数料	ごみ処理手数料 一般廃棄物処理許可申請手数料
保健医療関係	介護保険料納付証明手数料	医療事務処理費手数料 介護保険料納付証明手数料
農林水産関係	非農地証明等手数料 被害証明手数料	非農地証明手数料
商工観光関係	屋外広告物許可申請手数料	温泉開閉栓手数料 屋外広告物許可更新手数料
水道・下水道関係	下水道等排水設備指定手数料 下水道等排水技術者手数料 浄化槽清掃物許可申請手数料 水道等開閉手数料	下水道等排水設備指定手数料 下水道等排水技術者手数料 浄化槽清掃物許可申請手数料 水道等開閉手数料

参考資料 1

使用料、手数料等の取扱いに関する法令等

【使用料の意義】

行政財産の目的外使用とは、地方公共団体の公用または公共用に供される施設を、その本来の用途または目的を妨げない限度で許可を受けて使用することをいいます。

また、公の施設は、普通地方公共団体が住民の福祉を増進する目的でその利用に供するために設置する施設のことをいいます。

使用料の徴収は、使用者と一般住民との負担の公平を図るほか、行政経費の補填という意味をもちます。

地方公営企業法の適用を受ける水道、病院などの事業に係る料金は、この使用料にあたりませんが、地方公営企業の経費については、独立採算性を原則としていますので、能率的な経営の下における適正な原価を超えない範囲で算定されるべきであり、納税者一般への負担の転嫁はしてはならないこととされています。

使用料は均一料金であることが基本であります。利用しやすい水準での設定、さらに低所得者層に対する減免措置が講じられる場合もあります。

【手数料の意義】

手数料を徴収することのできる「特定の者のためにする事務」とは、1個人の要求に基づき主としてその者の利益のために行う事務を意味します。

手数料徴収の目的は、受益者と一般住民との負担の公平の確保、及び行政経費の補填にあります。

【地方自治法（抜粋）】

（使用料）

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（旧慣使用の使用料及び加入金）

第226条 市町村は、第238条の6の規定による公有財産の使用につき使用料を徴収することができるほか、同条第2項の規定により使用の許可を受けた者から加入金を徴収することができる。

（手数料）

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規則及び罰則）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例で定めなければならない。

（督促、滞納処分等）

第231条の3 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

（行政財産の管理及び処分）

第238条の4

4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

（旧慣による公有財産の使用）

第238条の6 旧来の慣行により市町村の住民中特に公有財産を使用する権利を有する者があるときは、その旧慣による。その旧慣を変更し、又は廃止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならない。

2 前項の公有財産をあらたに使用しようとする者があるときは、市町村長は、議会の議決を経て、これを許可することができる。